

## 宮田村教育委員会3月定例会々議事項

日時 令和2年3月25日(水)午後1時30分

1 教育長あいさつ

2 会議録承認

3 議 題

(1) 報 告

報告1号 教育委員会活動報告について 2月～3月 (資料 No 1)

報告2号 新型コロナウイルス対応について(資料 No2)

報告3号 令和2年度小中学校グランドデザインについて(資料 No3)

4 その他

(1) 当面の日程について 3～4月 (資料 No 4)

(2) その他

※ 次回教育委員会 4月22日(水)13時30分 宮田村民会館第1研修室



# 新型コロナウイルス感染症に係る イベント・行事の自粛ご協力をお願い

資料No.2

令和2年2月26日  
宮田村

新型コロナウイルス感染症による感染例が日本国内でも多数報告され、長野県内でも感染例が発生した状況をふまえ、感染拡大防止の観点から、イベント・行事に係る開催基準を下記のとおり定めましたのでご協力をお願いします。

## 記

### 1 基本的な考え方

- (1) 多数の参加者が集まるイベント・行事は、感染リスクが高いものとして、延期または中止を検討する。特に、参加者が不特定多数に及ぶ場合には、原則、延期または中止とする。  
また、参加者が必ずしも多数に及ばなくとも、飲食の提供を目的にするものや、屋内の狭いスペースに長時間とどまるものは、原則、延期または中止とする。
- (2) この時期に開催しなければならず、実施日の変更が困難なもの（卒業式、資格試験など）は、参加者を極力限定するなどした上で、感染防止対策を徹底し、参加者への注意喚起を十分に行って開催する。

### 2 開催する場合の感染防止対策等

- (1) 開催にあたっては、すべてのイベント・行事において、参加者への手洗い・咳エチケットの推奨、アルコール消毒液の設置、風邪の症状のある方への不参加依頼などを行う。
- (2) 参加者数及び開催時間は、極力必要最小限にとどめることとする。

### 3 適用期間

この基準は、当面、2月26日から3週間（3月22日まで）適用することとする。

令和2年3月3日

村内保育園・小学校・中学校 保護者 様

宮田村教育委員会

「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休校等」への対応について（追加のお知らせ）

保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る対応について、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

追加してお伝えする内容がありますので、お知らせいたします。よろしく願いいたします。

（追加部分にはアンダーラインを引いてあります）

記

## 1 休校等への対応について

### (1) 小中学校

3月5日（木）から4月5日（日）まで、春休みを含め休校とします。

### (2) 保育園

通常通りの保育を行います。感染者が発生した場合には休園となります。

## 2 卒園式・卒業式等について

### (1) 卒園式・卒業式

小学校・中学校は、卒業生、その保護者と職員の出席で時間短縮を図りながら行います。

保育園は、卒園児とその保護者、職員の出席で時間短縮を図りながら行います。

### (2) 入園式・入学式

小中学校は、入学生、その保護者、在校生、職員の出席で行います。

保育園は、新入児、その保護者、職員の出席で行います。

\* 感染の終息状況により、出席者の変更が生ずる場合があります。その場合にはお知らせいたします。

## 3 諸行事について（午前中の半日の登校とし、給食はありません。詳細については学校から連絡します）

### (1) 小学校

3月16日（月） 終業式・離任式・学級指導（全児童）

17日（火） 卒業証書授与式（卒業生）

27日（金） 新年度準備（新6年生）

### (2) 中学校

3月17日（火） 終業式・離任式・学級指導（全生徒）

18日（水） 卒業証書授与式（卒業生）

19日（木） 高校合格発表日（必要な生徒）

27日（金） 新年度準備（新2・3年生）

## 4 休校中の指導・支援について

担任等による家庭訪問を行い、家庭学習の支援と健康状況の把握に努めます。休校中も学校が指導上必要と認める場合に限り登校を認め、指導・支援にあたります。

令和2年3月24日

## I. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(令和2年3月19日))においては、日本国内の感染の状況について、爆発的な感染拡大には進んでおらず、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大がみられるとした上で「諸外国の例をみても、今後、地域において、感染源（リンク）が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない」と分析されています。地域ごとの状況に応じた、一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」が重要である状況に、変わりありません。このような認識を前提として、各学校においては、各地域の感染状況（①感染状況が拡大傾向にある地域、②感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域、③感染状況が確認されていない地域）を十分踏まえながら、春季休業期間中はもとより、新学期以降も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すよう宜しくお願いいたします。

### 1. 保健管理等に関すること

#### (1) 感染症対策について

##### ①基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ、以下のような取組を行うこと。

#### 1) 感染源を絶つこと

次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底すること。教職員についても同様の対応とすること。

- ◎ 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
- ◎ 登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認

#### 2) 感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケットを徹底する。

(参考) 手洗いと咳エチケット (出典: 首相官邸ホームページ)

## 正しい手の洗い方

手洗いの前に  
・爪は短く切っておきましょう  
・時計や指輪は外しておきましょう



- 1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- 2 手の甲をのぼすようにこすります。
- 3 指先・爪の間を念入りにこすります。
- 4 指の間を洗います。
- 5 親指と手のひらをねじり洗います。
- 6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

## 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする (X)

咳やくしゃみを手でおさえる (X)

マスクを着用する (口・鼻を覆う) (O)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う (O)

袖で口・鼻を覆う (O)

マスクがない時  
とっさの時

また、学校医及び学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整え、教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

例) 次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭する場合の留意点  
次亜塩素酸ナトリウムで清拭する場合、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度 0.05%~0.5%）で浸すようにペーパータオル等で拭いた後、水拭きを行う。消毒を行うときは、十分に換気を行うなど、使用する漂白剤の注意事項をよく読んで行うこと。  
漂白剤の希釈方法: 市販の家庭用塩素系漂白剤（原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約 5%）を用いる場合、原液 25 mL（漂白剤のキャップ 1 杯）を 2 L の水で希釈する（約 0.06% の希釈液）。

### 3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

#### ②集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）が3月9日に示した見解<sup>1</sup>によれば、これまで集団感染が確認された場に共通するのは、

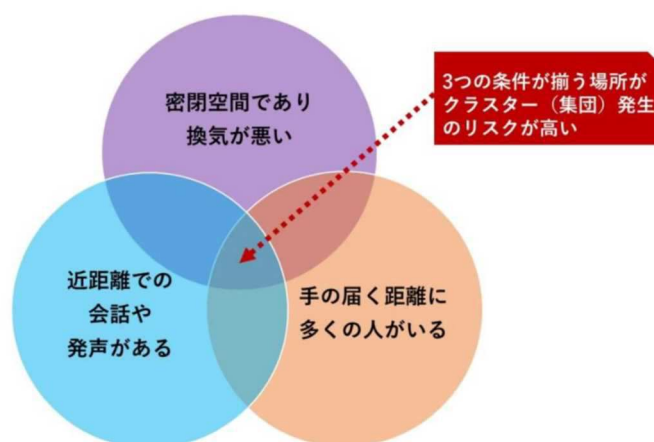
- ・換気の悪い密閉空間であった
- ・多くの人が密集していた
- ・近距離での会話や発声が行われた

という**3つの条件が重なった場**である。こうした場ではより多くの人々が感染していたと考えられているため、**この3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避ける**ことが重要である（図参照）。

専門家会議が3月19日に示した提言<sup>2</sup>では、この『3つの条件が同時に重なる場』を避けるため、

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ② 多くの人々が手の届く距離に集まらないための配慮
- ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

など、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくことが重要であるとされている。



<sup>1</sup> 「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」（令和2年3月9日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000606000.pdf>

<sup>2</sup> 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00093.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html)

この専門家会議の提言を踏まえ、学校においては以下のような対応を行うこと。

### **(1) 換気の徹底**

教室等のこまめな換気を実施すること（可能であれば2方向の窓を同時に開けること）。その際、衣服等による温度調節にも配慮すること。

### **(2) 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等**

多くの学校においては人の密度を下げることには限界があり、学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスク\*を装着するなどするよう指導すること。

\*なお、手作りマスクの作成方法については、子どもの学び応援サイト等を参考

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00460.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html)

### **(2) 出席停止等の扱いについて**

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条に基づく出席停止の措置を取ること。なお、後者の場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

また、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導すること。この場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。

これらの場合、指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにされたい。

なお、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等が感染予防のために欠席する場合の取扱いに関しては、「**(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について**」を参照されたい。

学校保健安全法第19条による出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、「**2. 学習指導に関すること**」に記載の必要な措置を講じること等にも配慮すること。



### (3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

#### ①登校の判断

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の状態は様々であるが、医療的ケア児の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことから、医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をすること。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等<sup>注</sup>（以下、「基礎疾患児」という。）についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をすること。

（注）重症化のリスクが高い方について

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

（出典：厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（医療機関・検査機関の方向け）（令和2年3月11日版）」の、「問19 基礎疾患のある患者について、診療を行う上での留意点はありますか？」の回答から抜粋）

これらにより、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにされたい。

#### ②学校教育活動における感染対策

学校再開に当たって、医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行うことが求められること。また、校外活動等に際しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意すること。

### (4) 海外から帰国した児童生徒等への対応について

帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域（※）」に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある児童生徒等又は帰国した日の過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域（※）」に滞在歴のある児童生徒等は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。なお、検疫強化対象地域等は今後変更があり

得るので最新の情報に注意すること。

(※)「検疫強化対象地域」及び「入管法に基づく入国制限対象地域」(3月21日現在)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html#Q1-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1)

#### <検疫強化対象地域>

(注：下線は、2020年3月21日午前0時(日本時間)から追加)

東アジア：中国、韓国の全域(3月9日午前0時から追加)

ヨーロッパ：シェンゲン協定加盟国(アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク)、アイルランド、アンドラ、英国、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ、ルーマニアの全域

中東：イランの全域

アフリカ：エジプトの全域

#### <入管法に基づく入国制限対象地域>

(注：下線は、2020年3月19日午前0時(日本時間)から追加)

<中国>湖北省、浙江省

<韓国>大邱広域市、慶尚北道(清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡)

<イラン・イスラム>ギーラーン州、コム州、テヘラン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキヤズィ州、ロレスタン州

<イタリア>ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州、ロンバルディア州、ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、リグーリア州

<サンマリノ>全ての地域

<スイス>ティチーノ州、バーゼル＝シュタット準州

<スペイン>ナバラ州、バスク州、マドリッド州、ラ・リオハ州

<アイスランド>全ての地域

## (5) 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組むこと。

## (6) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにすること。

【宮田小学校の使命】

・村へ「笑顔と希望」を発信

【宮田村教育大綱】「郷育」の推進

故郷に生き 故郷を愛し 故郷を創る 人財の育成

【学び続ける教師集団】

- ・子どもと共に伸びる
- ・切磋琢磨で支え合う

【教育理念】ふるさと宮田を愛し 村を創る子どもの育成

【学校目標】みんなが 笑顔で登校 笑顔で帰宅できる学校

～宮小家族「自分を好きになる 他人を好きになる 宮田を好きになる」～

重点 1

学力

1 わかる授業

- ・個に沿った学習活動や教材の工夫、学習環境の整備
- ・ICT 機器を活用した学習内容が「見える」授業
- ・故郷「宮田」の「人」「自然」「暮らし」から学ぶ授業。

2 子ども主体の学び

- ・意見交流で学び合いと「自分の言葉で表現する」場面設定
- ・五感、それぞれの感覚を生かせる学習場面
- ・人との関わりや体験によって深化する考えや思い

3 基礎の定着

- ・「聞く」「話す」の基本を身につける指導
- ・家庭との協力、支えによる家庭学習の習慣づけ
- ・心を育む読み聞かせ、読書

重点 2

体力

1 6年間の系統的な体育学習

- ・日常的に体を動かす環境作りと宮田サーキットの推進
- ・次の学年につながる動きや体の使い方を意識した指導
- ・振り返りの時間の充実

2 食と運動を通じた健康への意識

- ・地域に支えられた食育・食にかかわる人の思いを学ぶ
- ・命を大切にする心を育む学習・歩いて登下校
- ・健康・安全を学ぶ保健学習・保健指導

3 良さを実感できる集団作り

- ・人間関係を育み遊びへのきっかけ作りをする学級活動
- ・命や健康への意識を高める学習会や講演会

重点 3

心力

1 気づく心

- ・根底に「宮小家族」を据えた認め合い
- ・相手に伝わるあいさつ、言葉、返事

2 思いやる心

- ・人とつながる縦割りなかよし班、ペアの交流
- ・気づいて認める友だちの良さ

3 粘り強い心

- ・清掃や係活動を最後までやり抜く気持ち
- ・自分の気持ちをコントロールする強さ

保護者と共に PTA活動、地区児童会

地域と共に 梅っ子育て隊・冬期体力作り・CS・地区・各種団体

# 令和2年度 宮田中学校グランドデザイン

宮田村教育大綱  
**郷 育**  
 故郷に生き 故郷を愛し 故郷を創る 人財の育成

宮田村立宮田中学校

- 生徒の日々の取組**  
 (本校の特色ある活動)
- ①校門での一礼  
 (感謝の心・自己をみる心の育成)
  - ②朝の一斉読書  
 (読解力・思考力の育成)
  - ③全校ランチルーム給食  
 (連帯感・マナーの育成)
  - ④一心不乱の清掃  
 (自立心の育成)
  - ⑤「自問の時間」の設定  
 (自己評価力の育成)
  - ⑥課題を持って取り組む部活動  
 (自主性の重視)
  - ⑦アルミ缶・空き瓶回収  
 (勤労・奉仕の心の育成)
  - ⑧梅の木の管理と収穫  
 (愛校・愛郷心の育成)
  - ⑨親子作業・親子運動  
 (絆の醸成)

**学校教育目標**  
**自分の姿を見つめ 心豊かに伸びる**  
 ～教育理念【自己をみる】～

- 学力向上・生徒を育むための教職員の取組**
- ①主体的・対話的で深い学びの実践
  - ②授業研究と小中連携研究
  - ③地域に開いた総合的な学習、キャリア教育の推進
  - ④ICT研修の充実  
 (授業実践の積み重ね)
  - ⑤道徳教育の充実
  - ⑥家庭学習の工夫
  - ⑦不登校傾向生徒へのチームによる支援と保護者との継続的な懇談及びSC連携
  - ⑧国際理解教育の実践  
 (韓国ガムジョン中学校との交流)
  - ⑨地域と連携した防災訓練
  - ⑩子どもと向き合う時間の確保のために働き方改革の推進
  - ⑪生徒と共に悩み、一緒に考える教師集団

**願う生徒像**  
 ○生きて働く知識・技能を得て、使うことのできる生徒  
 ○人とかかわり合い、共に成し遂げようとする生徒  
 ○学びを人生やふるさと宮田に生かそうとする生徒

- 学校経営の重点**
- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| 1 学力の向上        | 3 体力の向上               |
| 2 心の成長         | 4 キャリア教育・総合的な学習の時間の充実 |
| (1) 差別のない集団    | 5 食育の推進               |
| (2) 不登校傾向生徒の減少 |                       |

手立て

- 【知識・技能を得て、使える力】**
- 1 授業改善・学力向上のための取組
    - (1) 授業の3観点の「ねらい」「めりはり」「ふり返し」に重点を置いた改善  
 ・「めあて」や「学習課題」の板書
    - (2) 理解→判断へと発展する単元構想
    - (3) グループや全体での生徒による話し合い、学び合いを位置づけた授業
    - (4) 授業の終末で、次時の学習問題に対し見通しをもつような授業構想
  - 2 授業改善や学力向上を評価する検証方法
    - (1) 全国学調の結果をS-P表で分析して、学力の傾向を把握する。教科を横断的に見て指導法の検討を行う。
    - (2) 全国学調の「授業で、生徒間で話し合う活動を行っていた」で、当てはまる生徒の割合が県平均値を上回る。

- 【人とかかわり、共に成し遂げる力】**
- 1 主体的・対話的で深い学びを目指して、目的的にかかわり合うグループ追究やバスセッションの推進
  - 2 総合的な学習の時間で、アイデアを出し合い、友と共に創り上げるグループ毎のプロジェクト学習
  - 3 異学年清掃・給食による意見交換やコミュニケーション力の向上
  - 4 相談時間(月曜日)や朝学習など、自ら求め学ぶ場の設定

- 【学びを人生や宮田に生かそうとする力】**
- 1 「知ろう!宮田村」(1年)「体験しよう!宮田村」(2年)「よりよくしよう!宮田村」(3年)に基づき、地域に根ざし、地域を題材とした学年総合の推進
  - 2 宮田村の企業や先人の生き方に学び、人生に生かすキャリア教育「宮田村キャリア教育フォーラム」(2年)「宮田村こども議会」(3年)への参加
  - 3 「総合的な学習の時間」で支援ボランティアから学ぶ体験学習と宮田村と関わる活動への参加
  - 4 郷土学習資料集の活用(全学年)

山と語り流に思ひ  
 風に聞き雲と遊ぶ  
 うるはしき心のしらべ  
 あめつちとともに  
 昭和五十二年夏 順三

家庭・地域との連携  
 総務・3委員会・地区会長会・学年によるPTA活動  
 宮田村学校支援ボランティアの充実(宮田村CS)

**自己をみる**

